



鳥取県公報

平成17年 1月17日(月)
号外第4号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(1)(都市計画課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等に関する基準を定めることとした。(第6条の2、別表第4関係)
- 2 監督処分により除却した広告物等を保管した場合の公示の場所等並びに当該広告物等の売却の手続に関する規定を設けることとした。(第6条の3、第6条の4関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第1号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表及び別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条並びに別表及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下「移動後別表等」という。)が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等に改め、移動別表

等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(経過措置)</p> <p>第3条 制限地域等において第2種制限地域が第1種制限地域となった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)についての次条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物の表示場所若しくは形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするとき、又は当該掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更しようとするときは、この限りでない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による許可の基準は、<u>第6条の2に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置(別表第1の2及び別表4において「自己の氏名等」という。)を表示するための広告物又は掲出物件(野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。)を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、<u>第6条の2に定める基準及び別表第1の2に定める基準とする。</u></p> <p>(適用除外の基準等)</p> <p>第6条 条例第3条の2第1項第3号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもので別表第1に定める基準(同表の第1号ア及びイに掲げる基準を除く。)に適合するもの</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第3条の2第2項第4号に規定する規則で定める基準は、<u>広告物の表示期間又は掲出物件の設置期間が10日以内のものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>(<u>広告物等の表示の方法等の基準</u>)</p> <p>第6条の2 条例第7条の3の規定による基準は、<u>別表第4のとおりとする。</u></p>	<p>(経過措置)</p> <p>第3条 制限地域等において第2種制限地域が第1種制限地域となった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件についての次条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物の表示場所若しくは形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするとき、又は当該物件の設置場所若しくは設置方法を変更しようとするときは、この限りでない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による許可の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置(別表第1の2において「自己の氏名等」という。)を表示するための広告物又はこれを掲出する物件(野立てであって、別表第1の個別的基準の項第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。)を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、別表第1の2に定める基準とする。</p> <p>(適用除外の基準等)</p> <p>第6条 条例第3条の2第1項第3号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもので別表第1に定める基準(同表の個別的基準の項第1号ア及びイに掲げる基準を除く。)に適合するもの</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第3条の2第2項第4号に規定する規則で定める基準は、<u>広告物の表示期間又は広告物を掲出する物件の設置期間が10日以内のものとする。</u></p> <p>5 略</p>

(広告物等を保管した場合の公示の場所等)

第6条の3 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、当該広告物又は掲出物件が掲出された場所を管轄する地方県土整備局又は総合事務所とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手續)

第6条の4 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第3項の規定による保管した広告物及び掲出物件の売却については、同法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の規定を準用する。

(講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定)

第15条 条例第10条の4第1項第3号の規定により同号に規定する知識を有する者と認める者は、広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかった者とする。

2及び3 略

別表第1(第4条、第6条関係)

広告物の表示等の許可基準

- 1 野立ての広告物又は広告物を掲出する物件(以下

(講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定)

第15条 条例第10条の4第1項第3号の規定により同号に規定する知識を有する者と認める者は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかった者とする。

2及び3 略

別表第1(第4条、第6条関係)許可基準

一般的基準

- 1 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)が環境に調和し、美観風致を妨げないこと。
- 2 広告物等の設置、施工等の方法が不完全なため、風雨、衝動等によって容易に倒壊、剥離、破損、落下等のおそれのあるものでないこと。
- 3 広告物等の正面、側面等に支柱等が突き出さないこと。
- 4 広告物等が道路上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、口については、道路の歩道の部分に突き出す広告物等で路面から広告物の下端までの高さが4.5メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2メートルまで突き出すことができる。
 - ア 路面から広告物の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあつては4.5メートル以上、道路の歩道の部分にあつては2.5メートル以上であること。
 - イ 突き出し部の長さが0.6メートル以下であること。
- 5 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げるものでないこと。

個別的基準

- 1 野立ての広告物等

「広告物等」という。))

ア～ウ 略

2～12 略

別表第1の2(第4条関係)

案内誘導広告物等の許可基準

1 略

2 略

3 略

4 略

5 略

別表第4(第6条の2関係)

広告物等の表示の方法等の基準

1 広告物等が環境に調和し、良好な景観を形成し、美観風致を妨げないこと。

2 広告物等が風雨、衝動等によって容易に倒壊、剥離、破損、落下等のおそれのあるものでないこと。

3 広告物等の正面、側面等に支柱等が突き出さないこと。

4 広告物等が道路の路面上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、自己の氏名等を表示するための広告物等について、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

ア 路面から広告物の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあつては4.5メートル以上、道路の歩道部分にあつては2.5メートル以上であること。

イ 突き出し部の長さが0.6メートル(道路の歩道部分に突き出す広告物等で路面から広告物の下端までの高さが4.5メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2メートル)以下であること。

5 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げないこと。

ア～ウ 略

2～12 略

別表第1の2(第4条関係)

案内誘導広告物等の許可基準

1 別表第1の一般的基準の項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。